

○匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則

平成 7 年 10 月 1 日規則第 1 号

改正 平成 18 年 1 月 23 日規則第 1 号

平成 19 年 2 月 21 日規則第 1 号

平成 21 年 3 月 19 日規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、別に定めるもののほか、匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 7 年条例第 2 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間の割振り及び休憩時間)

第 2 条 条例第 2 条の規定する勤務時間の割振り及び休憩時間は、別表のとおりとする。

(準用)

第 3 条 職員の勤務時間(勤務時間の割振り及び休憩時間を除く。)、休日及び休暇に関しては、匝瑳市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成 18 年匝瑳市規則第 46 号)の例によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 7 年 10 月 1 日から施行する。

(八日市場市ほか三町環境衛生組合職員の勤務時間に関する規則の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

八日市場ほか三町環境衛生組合職員の勤務時間に関する規則(平成 2 年規則第 1 号)

附 則(平成 18 年 1 月 23 日規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 2 月 21 日規則第 1 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 19 日規則第 1 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	始業時間	終業時間	休憩時間
山桑メモリアルホール 勤務の職員	午前8時15分	午後5時	午後零時から 午後1時まで